

**「ハツ場ダム建設事業の検証に係る
検討報告書(素案)」に対する学識経験を有する者の
意見聴取に対する検討主体の考え方**

**平成23年11月29日
国土交通省関東地方整備局**

委員	学識経験者の主なコメント	検証主体の考え方
埼玉大学大学院理工学研究科教授 浅枝委員	<p>・河川環境は、ハツ場ダムが建設される場所も重要だが、上流から下流までの議論も非常に重要。例えば、利根川のリンや窒素は、群馬県でリンや窒素が急激に増えているが、河川の中での浄化だけではそれを消費できていないということ。河川の流域で、河川の浄化がどこで起こるかを考えると、大部分は河床の部分で起こる。科学的事実として、正確な数値でなくても、掘削も含めて河床に人工的な変化を加えると、こうした浄化能力は下がる。</p> <p>・ダムのサイトでは様々な予測が行われていますが、他の選択肢(対策案)も含めて、流域全体でどうなるかという予測も必要。</p>	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「評価軸についてそれぞれの確かな評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して以下のような考え方で目的別の総合評価を行う。1)一定の「安全度」を確保(河川整備計画における目標と同程度)することを基本として、「コスト」を最も重視する。(略)2)また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。3)最終的には、環境や地域への影響を含めて(略)全ての評価軸により、総合的に評価する。」と規定されており、これに基づき目的別の総合評価を行っています。</p> <p>・今後、河床掘削を行う場合は、必要に応じて掘削方法の工夫等の環境保全措置を講ずるとともに歴史的・文化的に貴重な土木遺産については十分配慮してまいります。</p> <p>・なお、これまで行ってきた環境調査の結果については、【ハツ場ダム建設事業の検証に係る検討「環境調査の概要」】にお示ししています。</p>
株式会社埼玉新聞社編集局長 石野委員	<p>・今回の報告書については、専門家による検証結果であり、結果は真しに受け止めており、恣意的な発想はないと理解している。</p> <p>・流域住民の安全を考慮すべき。水害被害に遭った住民のやり場のない憤り、物心両面での負担の重さに思いをはせることが必要。</p> <p>・建設地である地域と住民の長きにわたる歴史、物心両面での負担を「建設の可否」の判断に際しても考慮すべき。</p>	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「評価軸についてそれぞれの確かな評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して以下のような考え方で目的別の総合評価を行う。1)一定の「安全度」を確保(河川整備計画における目標と同程度)することを基本として、「コスト」を最も重視する。(略)2)また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。3)最終的には、環境や地域への影響を含めて(略)全ての評価軸により、総合的に評価する。」と規定されており、これに基づき目的別の総合評価を行っています。</p> <p>・また、評価軸「安全度」の「段階的にどのように安全度が確保されていくのか」の「10年後に確保される安全度」の評価に当たっては、調整に要する期間を考慮しています。</p>

委員	学識経験者の主なコメント	検証主体の考え方
<p>元日本大学 生物資源科 学部教授 岡本委員</p>	<p>・河川管理者は、各地方自治体が申告してきたものを機械的に受け入れて、事業を進めざるを得ない。水需要が過大であるという批判は、河川管理者が対応できる批判ではない。</p> <p>・利根川では100年高水に対応して進めてきたが、今回の河川整備基本計画では、20年ないし30年を目途とする中で50年に1回と危険率を上げている。利水は全国的に1/10としている利水安全度を1/5という危険な想定目標としている。利根川は被害物件等重要度が全然違うので安全度を上げるべき。</p> <p>・このような基本的なことが理解できていないので、市民団体の主張とは議論がクロスし合み合わない。</p> <p>・日本河川行政は、将来起こることを全部想定した法律をきっちり作って、その法律に基づいて、解釈も定めて行うシステムとなっているので、そもそも比較代替案を示し、どちらが良いか意見を求めること自体がなじまない。</p>	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m³/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。</p> <p>・今回のハッ場ダムの検証においては、河川整備計画相当目標流量を17,000m³/sとしていますが、これは、次のような考え方によるものです。</p> <p>①利根川水系の社会・経済的重要性を考慮し、他の直轄河川における水準と比較した場合に、相対的に高い水準を確保することが適切である。</p> <p>②その際、河川整備計画が河川整備基本方針に沿った段階的な中期的な計画であることから、その目標流量については20年間から30年間の河川整備の実現可能性等を考慮する。</p> <p>この考え方に基づき検討を行った結果、河川整備計画相当の目標流量として、年超過確率1/70～1/80に相当する17,000m³/s(八斗島地点)とすることとしています。</p> <p>・また、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m³/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。</p> <p>・なお、現在の利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画(平成20年7月4日閣議決定)では、近年の降雨状況等による河川の流況の変化を踏まえた上で、地域の実情に即して安定的な水の利用を可能とすることを供給の目標とすることとし、近年の20年に2番目の渇水時における流況を基にした供給能力が需要と均衡することを目指しています。</p>

委員	学識経験者の主なコメント	検証主体の考え方
株式会社茨城新聞社編集局次長 川上委員	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書の内容が専門的で、一般にはわかりにくいのではないかと。 ・ダム周辺では住民の移転が進んでいる現状がある。また、利根川の流量が増えたときには、利根川に流れ込むのが困難になるという恐れを抱き生活している地域があることも事実。 ・今回の検証はコストや実効性に焦点が当てられているが、それを踏まえた上で地域(関係地域の住民と自治体)の声を検証にどう反映させるかが重要。これが今後のあり方を考えていく上で大きな柱となるのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書(素案)については、できるだけ多くの方から意見が頂けるよう「報告書(素案)概要版」及び「報告書(素案)骨子」を作成し、ホームページに掲載しています。 ・パブリックコメントや学識経験を有する者、関係住民からの意見聴取を踏まえ、それらの意見に対する検討主体の考え方をできるだけ体系的にわかりやすく説明する観点から、「パブリックコメントや学識経験を有する者、関係住民より寄せられたご意見に対する検討主体の考え方」を公表しています。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検証に係る検討に当たっては、(略)関係地方公共団体からなる検討の場を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める」と規定され、「検証に係る検討に当たっては、(略)河川法16条の2(河川整備計画)等に準じて③を行う進め方で検討を行う。(略)③学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。
株式会社上毛新聞社論説室論説委員・囑託 小林委員	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の検証結果は、群馬県の県当局にとっては歓迎できる方向だと思う。検証結果に異を唱える方がいるが、水没地域にとっては不幸なこと。異を唱える方々の意見を報告書にどう反映するかが重要。 ・検証主体は、説明責任を果たすべき。そうでなければ、地元にも下流の人にとっても、将来に禍根を残すことになるのではないかと。 ・ハツ場ダム建設が公にされてから来年で60年。これほどの長期間、関係住民を翻弄しているのか。問題の早期決着を望む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントや学識経験を有する者、関係住民からの意見聴取を踏まえ、それらの意見に対する検討主体の考え方をできるだけ体系的にわかりやすく説明する観点から、「パブリックコメントや学識経験を有する者、関係住民より寄せられたご意見に対する検討主体の考え方」を公表しています。 ・今回のハツ場ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から関東地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。
立正大学文学部史学科特任教授 阪田委員	<ul style="list-style-type: none"> ・江戸川において5,000m³/sを超えることがあれば都心に大きな被害が出ることになる。この流量とするには、江戸川分派部分に新たな水閘門の設置及び、江戸川の流量調整のため河道・河床の掘削が必要となると考えられる。 ・しかしながら、水閘門などは貴重な土木遺産としての価値が高く、これらの保護、保全を計画の中に位置づける必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、河床掘削を行う場合は、必要に応じて掘削方法の工夫等の環境保全措置を講ずるとともに歴史的・文化的に貴重な土木遺産については十分配慮してまいります。

委員	学識経験者の主なコメント	検証主体の考え方
埼玉大学大学院理工学研究科教授 佐々木委員	<p>・治水と利水がメインであり環境が全体を覆す話にはならないと思うが、貴重な植物が見つかった場合の対策により当初の予定外に予算が膨らむことが多い。実際に、ダム工事は常に事業費が膨らんできた。このようなことに歯止めがかけられるような、基本的な調査をきちんと実施してされているのか心配だ。</p> <p>・報告書(素案)に基礎的な環境調査についてきちんと書かれていないが、環境についても基本的な調査が重要。</p>	<p>・事業者としては、これまで環境への配慮が必要な事項については調査及び環境保全対策を実施してきましたが、平成11年に施行された環境影響評価法に基づく評価項目についても、専門家等の指導・助言を得ながら調査及び環境保全対策の検討を続けています。</p> <p>・なお、自然環境保全措置に関する費用を「完成までに要する費用」に見込み、その他の環境への影響については、「環境への影響」の評価軸で評価するという検討を行っています。</p> <p>・これまで行ってきた環境調査の結果については、【ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討「環境調査の概要」】にお示ししています。</p>
群馬大学大学院工学研究科社会環境デザイン工学専攻教授 清水委員	<p>・首都圏を抱える利根川が17,000m³/sで良いのかと思ったが、ダム案では、八斗島地点14,000m³/sでも利根川下流部ではかなり河川改修をがんばらなければならない。この状況から考えて、14,000m³/s以上の流量を上流の河道で負担することは相当大変なこと。</p> <p>・地域社会のことは、残事業ベースの話のみ触れられているが、地権者との対応など現状に至るまでの経緯にも触れるべきではないか。</p>	<p>・今回のハッ場ダムの検証においては、河川整備計画相当目標流量を17,000m³/sとしていますが、これは、次のような考え方によるものです。</p> <p>①利根川水系の社会・経済的重要性を考慮し、他の直轄河川における水準と比較した場合に、相対的に高い水準を確保することが適切である。</p> <p>②その際、河川整備計画が河川整備基本方針に沿った段階的な中期的な計画であることから、その目標流量については20年間から30年間の河川整備の実現可能性等を考慮する。この考え方に基づき検討を行った結果、河川整備計画相当の目標流量として、年超過確率1/70～1/80に相当する17,000m³/s(八斗島地点)とすることとしています。</p> <p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「評価軸についてそれぞれの確な評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して以下のような考え方で目的別の総合評価を行う。1)一定の「安全度」を確保(河川整備計画における目標と同程度)することを基本として、「コスト」を最も重視する。(略)2)また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。3)最終的には、環境や地域への影響を含めて(略)全ての評価軸により、総合的に評価する。」と規定されており、これに基づき目的別の総合評価を行っています。</p> <p>・また、評価軸「安全度」の「段階的にどのように安全度が確保されていくのか」の「10年後に確保される安全度」の評価に当たっては、調整に要する期間を考慮しています。</p>

委員	学識経験者の主なコメント	検証主体の考え方
株式会社中日新聞社東京新聞特別報道部 野呂委員	<p>・代替案とのコスト比較の議論の前に、これまで事業費が増え続けてきたことの説明が必要。東京電力の補償額や地すべり対策の増額についてももう増えないと言えるのか。</p>	<p>・総事業費、工期の点検にあたっては、平成19年度(基本計画の直近の変更年)以降、現時点までに得られている本体工事の実施設計等の新たな情報も踏まえ、平成22年度以降の残事業費について、以下の考え方の下で、算定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①実施済額については、契約実績を反映 ②設計数量の精度が向上した項目は、それを反映(地質条件、工法変更に伴うものを含む) ③物価の変動を反映 <p>・残事業費には、ダム本体工事、ダム建設に伴う移転補償、減電補償、付替道路等の補償工事、調査・設計、人件費等の必要経費を見込んでおり、代替地の整備費用については、分譲収入で賄うこととしており、事業費の中に含めていません。</p> <p>・今回の検討では、現時点で得られている最新のデータ及び技術的知見をもとに、地すべり等の対策工を必要とする可能性がある地区について、現時点で考えられる最大限の地すべり等の範囲を想定した。</p> <p>・【ハツ場ダム建設事業の検証に係る検討「総事業費及び工期の概要」】を別途お示しします。</p> <p>・なお、御意見を踏まえて記述を追加します。</p>

委員	学識経験者の主なコメント	検証主体の考え方
株式会社中日新聞社 東京新聞特別報道部 野呂委員	<p>・報告書(素案)には、目標流量を17,000m³/sとした考え方がわかりづらく、22,000m³/sの根拠となる新モデルの説明も記載されていない。</p> <p>・利水については、水道事業者の言い分をそのまま記載するのではなく、実績をきちんと載せて科学的に説明すべき。</p>	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。」と規定されています。ハッ場ダムの検証に係る検討は、これに基づき行っており、治水対策案の立案に当たって基本高水は用いていません。</p> <p>・なお、利根川においては、ハッ場ダムの検証と並行して、利根川の基本高水の検証を行いました。利根川の基本高水の検証は、国土交通省が自ら行い、算定方法を含めてその内容は「利根川の基本高水の検証について 平成23年9月 国土交通省」としてとりまとめ、公表しています。</p> <p>・「利根川の基本高水の検証について 平成23年9月 国土交通省」は、ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)において出典として明示しています。</p> <p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m³/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。</p> <p>・本検証の検討主体である関東地方整備局は、ハッ場ダムの利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思はあるか、開発量としてどれだけ必要か確認を行ったところ、引き続き、これまでと同量の開発量で事業参画を継続したい旨の回答と必要となる開発量の算定根拠がわかる資料を提供していただきました。この資料に基づき、関東地方整備局において必要量の算出が妥当に行われているか等について確認を行いました。</p> <p>・この結果、必要量は、水道施設設計指針などに沿って算出されていること、水道事業認可等の法的な手続きを経ていること、利水事業についての再評価においても「事業は継続」との評価を受けていること等を検討主体として確認したところです。</p> <p>・このため、同細目に基づき、利水参画者に確認した必要な開発量を確保することを基本として利水対策案を立案しました。</p>

委員	学識経験者の主なコメント	検証主体の考え方
株式会社千葉日報社理事 東京支社長 萩原委員	<p>・一番、気にかかるのはダム整備に協力してくれている地元住民の今後の生活再建、地域振興である。</p> <p>・成田では空港整備の過程で、「空港づくりは地域づくり」「地域づくりは空港づくり」という「共生の理念」が創造された。ハッ場ダム建設計画地周辺ではすでに代替地に移転し、新生活をスタートさせている多くの住民がいることを見た。国は「ダムを建設して終わり」ではなく、将来の地域づくりに協力する姿勢をあらためて打ち出すべきではあるまいか。</p>	<p>・今回のハッ場ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から関東地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。</p> <p>・今後、検討主体である関東地方整備局として対応方針(案)を本省に報告した上で、本省において、有識者会議の意見を聴いて、国土交通大臣が国土交通省としての対応方針を決定することとしており、検証の結論に沿って、適切に対応することとしています。</p>
関東学院大学 名誉教授 宮村委員	<p>・個人的な意見であるが、地元の方々については、今までさんざん苦勞されて、全然地元と関係なく止まってしまい、客観的に検証するとなっても、地元の方々是非常につらいと思います。</p>	<p>・今回のハッ場ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から関東地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき検討を行っています。</p>
東京大学 名誉教授 虫明委員	<p>・概略事業費は金額だけではなく、補償に関わる人数などの数値も必要ではないか。</p> <p>・河川整備計画で何をやろうとしているのか示すべき。最近の降雨をみても、利根川上流に降っていないだけであり、首都圏は17,000m³/sよりもっと高くすべきだが、行政の報告書には目指している姿勢が見えないことが多いが、しっかりと意思表示をすべき。</p>	<p>・「今後の治水対策に関する有識者会議」が「中間とりまとめ」に関して平成22年7月に意見募集等を行い、その結果が「今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ(案)に関する意見募集等の結果について」として同年9月に公表されています。</p> <p>・そこでは「完成までに要する費用を評価するためには、ダム案とダム以外の案の事業費の精度を同一にすべき」との御意見に対し、「利用できるデータや参考となる事例が、河川や流域によって異なるため、各治水対策案のコストについての精度を全く同一にすることは困難であり、河川や流域の特性にに応じ、検討していくことが重要である」との同有識者会議の考え方が示されています。</p> <p>・「ハッ場ダムを含む案」においては、目標流量17,000m³/sを河道目標流量14,000m³/s程度と、洪水調節量3,000m³/s程度に分担することとしていますが、これは、①適正な上下流バランス・本支川バランスの確保、②既存ストックの有効活用、③現在実施中の主なプロジェクトの効果発現という3つの観点から検討した結果です。</p>